発行/富山県生活文化課・富山県消費生活センター

くうしの情報とやま

ヤミ金融関係・第2回ごみゼロ推進全国大会、 環境フェア、省エネ大会の告知…P2・P3 2003.10.1 No.101 **10 • 11 月号**

この情報誌は、富山県ホームページ(http://www.pref.toyama.jp/sections/1711/1711.htm)でもご覧になれます。



債権回収業者から請求がきた!

相談 携帯電話に、「出会い系サイトの利用料金が未納になっている」とメールが入った。「情報提供業者から債権譲渡を受けた債権回収業であり、52,000円請求する。明日11時までに支払わないともっと高額になる。家まで取り立てに行く。」と、強迫的だ。以前、出会い系サイトを利用したことはあるが、その都度、支払ってきたつもりだ。業者の要求に応ずるべきか。

(30歳、男性)

回答

利用した情報料は支払っており、今回のような心あたりのない債権回収業者からの情報料の請求には、応じる必要はありません。毅然として拒否してください。

このような、債権回収業者を名乗る者から の架空請求に関する相談が、たいへん多く寄 せられています。

債権回収は、正当な手続きを経た業者だけができる行為です。根拠のない請求には、応じてはいけません。

こうした請求に安易に応じてしまうと、更 なる請求を受けるおそれがあります。

対 応

- 1 不審に思って連絡すると、住所や氏名な ど個人情報を聞き出そうとしますので、連 絡等は一切しないことが大切です。
- 2 再三の強迫的な請求には、アドレスを変更することで、対処することができます。
- 3 架空請求は封書等で郵送されることもあります。この場合は開封しないで「受取拒絶」の文字と自分の氏名を書いた紙を郵便物に貼り付け、ポストに投函してください。

相手にしない姿勢を貫き、支払いを拒否する意思表示をすることが、大切です。

※正当な債権回収業者は、法務省のホームページに載っています。

〈お知らせ〉

10月1日より富山県消費生活センター高岡支所における消費者金融相談体制を充実(毎日受付)!!

消費生活の ご相談は

●富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号 (富山県民共生センター内) ☎ (076) 432-9233 (消費生活相談) ☎ (076) 433-3252 (消費者金融相談)

(消貨生活相談) URL http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm 【開所時間】午前8時30分~午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

● 富山県消費生活センター高岡支所 高岡市本丸町7番1号 (本丸会館内) ☎(0766)25-2777

(消費生活相談、消費者金融相談)

★身近な市町でも専任相談員による相談が受けられます(詳しい相談日、時間は各市町におたずねください。)

- ●富山市市民生活相談課 (平日) ☎(076)443-2047
- 立山町商工観光課 (月2回) ☎ (076) 463-1121 内261

- ●高岡市市民生活課 (平日) ☎(0766)20-1522
- ●小杉町産業振興課(火・金) ☎(0766)56-1592

※なお、富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)では、土・日曜でも消費生活に関するアドバイスを行っています。

2 くらしの情報とやま くらしの情報とやま

ヤミ金融対策法成立



貸金業規制法及び出資法の改正法(通称「ヤミ金融対策法」)が平成15年7 月25日に成立しました。施行は平成16年1月1日です。(一部9月1日から施行) これまでは、違法行為が明文化されておらず、摘発しても罰則が軽いなどの理 由から、業者による違法行為が公然と行われているきらいがありました。

この法改正では、ヤミ金融の被害を未然に防止し、違法業者を厳しく取り締 まる内容となっています。

法改正でどう変わるのでしょうか?

こんな取立ては法令違反です! こんな広告は法令違反です!

- その1 取立行為で禁止されている行為の 具体例が法律で示されました。 例えば、夜間・早朝に取り立てる こと、債務者の職場等に連絡するこ
- その2 貸金業者は暴力団員をその業務に 従事させることができなくなりまし た。
- その3 取立する者には貸金業者の従業員 であることの身分証の携帯・提示が 義務づけられました。
- **その4** 年率109.5パーセントを超える消 費貸借契約は無効となりました。 貸金業者は借り主に対して「利息」 の支払いを一切請求できません。
- その5 上記のような高金利の契約は、支 払いを要求するだけでも処罰の対象 となりました。

- その1 無登録業者は広告・勧誘するだけ で取り締まりの対象となりました。 登録を受けてない者は融資勧誘の チラシを張るだけで処罰されます。
- その2 貸金業者は広告に掲載する連絡先 を届出なくてはなりません。 したがって身元が確実でない連絡 先(090で始まる携帯電話の番号な ど) は認められません。
- その3 安易な借入を助長するような誇大 広告、誤認を与えやすい表示・説明 の具体例が法律で示されました。 例えば、利率を低いように見せか けること、など

法改正の詳しい内容は県庁HPをご覧ください。

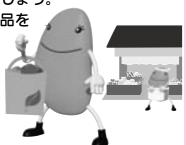
違法行為があれば、すぐに最寄りの警察等に 通報しましょう。

(経営支援課)

環境にやさしい 買い物キャンペーン

10月は全国各地で「環境にやさしい買い物 キャンペーン」の取り組みが行われます。日常 の買い物のなかから、ごみの減量化やリサイク ルの推進を進めていきましょう。

- 買い物袋を持参しましょう。
- ・環境を大切にする商品を 選びましょう。
- ・環境に配慮した 商品作りを事業者に 働きかけましょう。



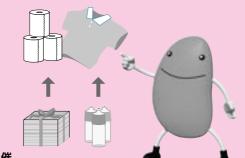
コマメに買い物袋を持ち歩きましょう。

環境について 考えてみませんか

10月25日、26日の2日間にわたって 「ごみゼロ推進全国大会」、「環境フェア」、 「省資源・省エネルギー運動富山県民大会」

が同時開催されます。 入場無料

資源が有限であることは、多くの方が知ってい ることです。循環型社会の形成が重要であるとわ かっていても、習慣になっている生活スタイルを 見直し実行に移すことはむずかしいもの。この大 会を通じて、わたしたちひとりひとりが今からで きることのヒントがみつかるかもしれません。



問合せ・主催 「ごみゼロ推進全国大会」

(県環境政策課 TEL 076--444-9618)

環境省、富山県、富山市、ごみゼロパートナーシップ会議 「環境フェア」

(とやま環境財団 TEL 076-431-4607)

富山県、富山市、富山県ごみ減量化推進協議会、 **財とやま環境財団**

「省資源・省エネルギー運動富山県民大会」

(県生活文化課 TEL 076-444-3129)

富山県、省資源・省エネルギー運動富山県推進会議 (社)富山県自動車協会、(社)富山県産業廃棄物協会

〈イベント案内〉時間は変更になる場合もあります

_			
10月25日(土) 10月26日(日)	午前	10:00〜 環境フェア開会式 10:30〜 マーチングバンド演奏	メイン テクノ
	午後	1:00~ ごみゼロ推進全国大会式典 ・環境大臣等表彰 ・記念講演 ・先進事例発表 4:00~ リサイクル製品販売抽選会	メイン テクノ
	午前	10:00~ つくってあそぼショー 省資源・省エネルギー運動 富山県民大会表彰式 10:30~ 省エネ講演会 10:45~ ごみ減量化ポスター・ アイディアコンテスト表彰式 11:30~ ミュージカル	テクノ サ ブ サ ブ テクノ メイン
	午後	1:30~ つくってあそぼショー 2:20~ ミュージカル 3:00~ リサイクル製品販売抽選会	テクノ メイン テクノ

テクノ…テクノホール(富山県産業展示館)、メイン…富山市体育文化センターメインアリーナ サブ…富山市体育文化センターアブアリーナ

高濃度アルコール燃料が販売禁止になりました

自動車用の高濃度アルコール燃料(ガソリン等に対してアルコール類を全体の50%を超える割合で混合したもの)については、車両火災事故の発生を契機に国で検証を行ってきました。

その結果、高濃度アルコール燃料は、 ゴムや樹脂の機能低下やアルミニウム材

料を腐食させるなど、ガソリン自動車の 安全上問題があるとの検証結果がでたこ とから、平成15年8月28日以降、法律で 販売が禁止されました。

違法に販売した場合は刑罰が科されます。 私たちも利用しないようにしましょう。

「食の安全を考える」県民のつどい2003

近年、多様化する食生活の中で、輸入食品の増大や食品偽造表示、食生活の乱れなど、 食の安全・安心等の問題が多く発生しています。食の大切さを見直し、安全な食生活について考えてみませんか。若者と高齢者の世代間交流をテーマに開催します。

日時:平成15年10月10日(金) 午後1:30~午後4:00 入場無料

場所:とやま自遊館 ホール

主催:富山県、富山県消費者協会

内容:●講演

「食卓は食の教育塾」中村 壽美子氏 (フードジャーナリスト、 劇日本食生活協会理事)

●実践研究発表

「便秘克服作戦~生活を見直そう~」小杉 祥子さん (魚津高校2年)

●アンケート調査結果

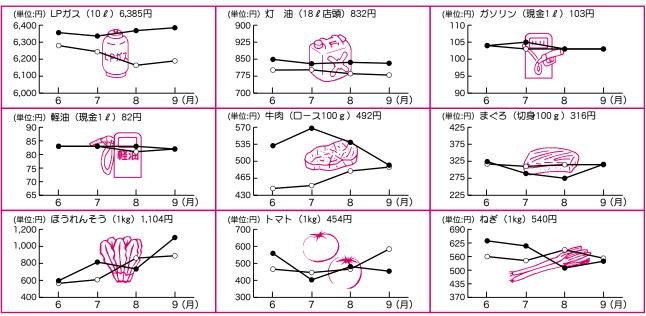
「中食(なかしょく) | 「外食| について 西尾 文子氏

(消費生活研究グループ連絡協議会長)

くらしの価格

生活必需物資価格動向調査結果(9月分)

金 額 平成15年9月調査の価格 ◆ 今年の価格(消費税込み) ○ 昨年の価格(消費税込み)



この調査は、非定店(店を特定しない)調査ですので、数字は一応の目安としてください。